

清風会	あびこ未来	公明党	新緑政会	政策グループあびこ
<p>●議員間の自由討議</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 討議は論点整理をするものとし、議員間の理解を深めることを図るものとする。 ● 討議の場は、委員会が望ましい。委員長は中立の立場を堅持する。 ● 討議の対象は、議案及び請願が望ましい。 ● 討議のタイミングは、議会開会中であれば質疑と討論の間が望ましい。討議後に再度行政側に質疑できる仕組みが必要である。 ● 討議しようとする者は、予め討議の趣旨及び目的を明確に示すこと。 ● 委員会での討議を求める場合、委員の可否を取ること。 ● 会派と議員個人の意見の差を極力無くすよう、事前に会派で調整し、発言する努力が必要である。 	<p>●議員間の自由討議</p> <p>● 「議員間自由討議」について 市政に対する市民の声はさまざまで、多様化するニーズがあることから、これらの声を市政に反映させるため、市民の負託を受けた個々の議員による議員間の自由な討議を活用することが求められている。 また、市長が提案した議案等に対しても合意形成に努めるべく、議員間で積極的に自由討議を行うべきである。</p> <p>条例案 (議員間の討議による合意形成) 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。</p>	<p>●議員間の自由討議</p> <p>1) 政策立案能力の向上 ・共通のテーマを設けて自由な議論の場をつくる。 例) 政策的な条例など 補足・・・議会改革特別委員会で行っている「議会基本条例」の検討や議論などが参考になる。また、定例会等で上程される(予定も含め)議案などについては、個々の議員それぞれの見解があり、意見交換はできても討議や議論になるかは微妙。 各自の議案などの考え方を変えるには、議場での討論がある。 ↓ ・共通のテーマに対して、市民との意見交換が可能になる。 例) 議会基本条例についての意見交換会(二元代表制と議会基本条例についての講演会など) 補足・・・主義主張が違う内容(議案の採決結果)などよりも、共通なテーマに対しての市民の意見を集約できることを主眼とするほうがよい。</p> <p>2) 議案などの案件に対しての議員間の議論 ・委員会に付託された議案や請願・陳情などの案件について、議員間の自由な議論の取り扱いの仕組みが必要。 ↓ ・当初予算案についての付帯意見などにつながる。 補足・・・答弁者を退席させるか?公開の是非などの整理が必要。議案や請願・陳情は、各委員会および本会議での討論も行える。とこまでが意見陳述なのか、議論になるのかどうか?</p>	<p>●議員間の自由討議</p> <p>1、議会は言論の府であり、合議制の機関である。 2、あらゆる視点からの自由闊達な議論がされなければならない。 3、言うまでもなく、前提として自由討議は市民や我孫子市の為であり、また、議論の先には決め事(議決)をしていくという責任ある姿勢が伴わなくてはならない。 4、自由討議は、市民への公開が原則であり、全ては政策的にも未来へつなげるものでなければならない。</p>	<p>●議員間の自由討議</p> <p>(1) 議員間討議および意見集約 ① 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。 ② 議員は、あらゆる会議において、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べると共に、他の議員の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くすことにより論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。 ③ 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 政策提言等 ① 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言および条例制定に努めるものとする。</p>